

第1章 計画の基本事項

1-1 計画の背景と目的

つくばみらい市の主要な道路網は、「古くから自然発生的に成立してきた道路網(街道, 集落間道路など)」に加えて、「計画的に整備してきた道路網(都市間や市街地間を連絡する道路, 市街地等の開発整備関連の道路など)」に大別され, 本市全体においておおむね格子状の道路網を形成している。

このようにして成立・整備されてきた本市の道路網は, 周辺都市間の連絡, 市民及び企業等の円滑な生活や産業などの活動を支えるとともに, 都市の骨格を形成し, 拠点的な市街地等の開発整備を促進・支援するなど重要な役割を果たしている。

一方, 我が国における昨今の社会経済情勢(人口減少時代の到来による市街地拡大の収束, 高齢化の進行, 環境問題への取り組み, 経済の低成長, 厳しい財政状況にともなう公共事業のより一層透明性の高い効率的な推進等)は, 道路に対しても大きな影響を与えており, 道路計画や整備に係る環境は大きく変化している。

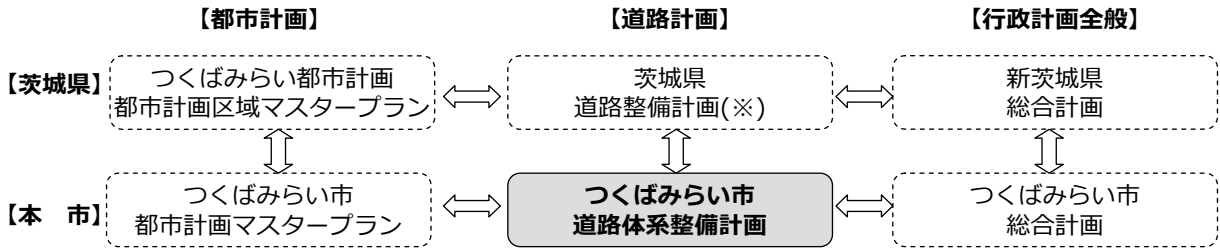
また, 本市及び本市周辺都市の地域情勢としては, 首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線の開通及びみらい平駅周辺開発を始め, 独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構)による大規模な住宅団地の開発や工業地の整備, つくば市における研究・産業等の機能集積などがあり, 社会経済情勢と同様に道路計画や整備に係る環境は大きく変化している。

このようなことから, 本計画では, 市の概況や上位関連計画の整理によって, 道路に係る現状と課題を明らかにした上で, 本市の幹線的な道路網の整備に関する基本的なあり方を示すため, 整備方針, 整備計画などを検討・立案することとしたものである。

2. 本計画の位置付け

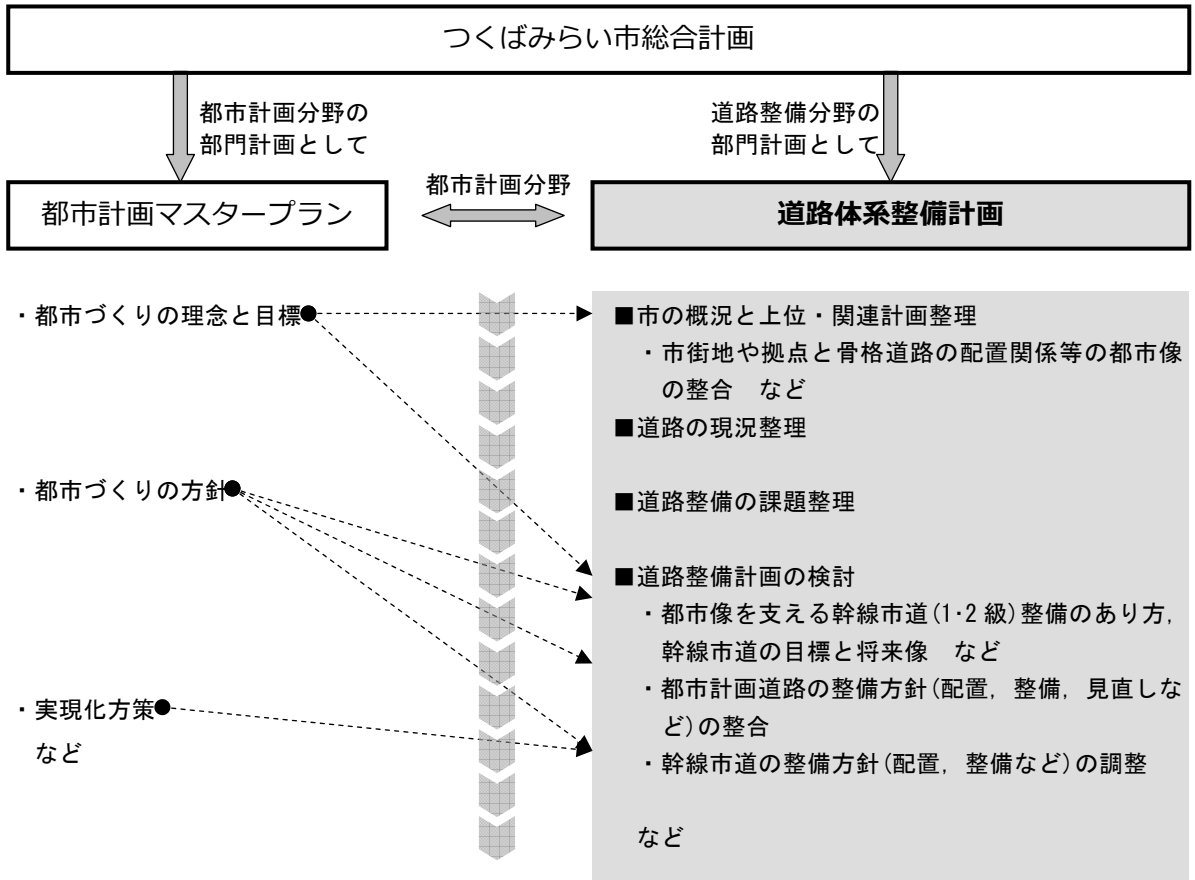
本計画では、上位計画として「つくばみらい市総合計画」を踏まえつつ、都市計画(主に道路や市街地など)について、「つくばみらい市都市計画マスタープラン」などと整合を図る。

さらに、本計画と密接に関わる「つくばみらい市都市計画マスタープラン」との関係については、都市計画マスタープランにおける将来像を踏襲して本計画の策定に用いる関係性、都市計画マスタープランにおける道路網を始めとする将来像を具体化・実現支援する関係性を有している



※「茨城県のこれからの道路整備計画 道路の整備に関するプログラム」など

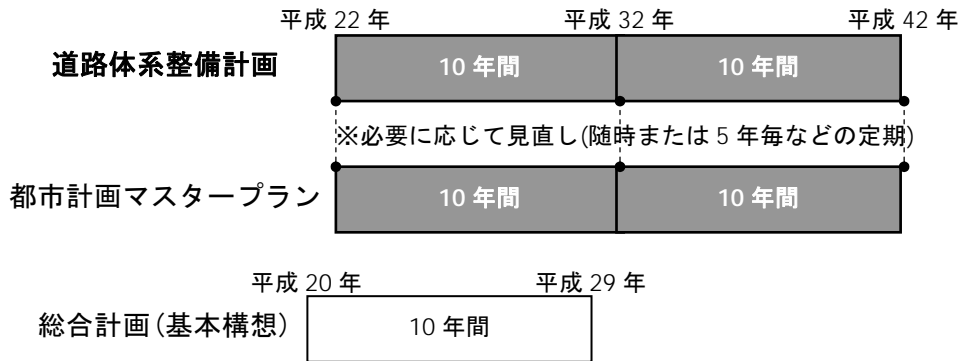
行政運営全般の構想・計画



3. 本計画の対象範囲と目標年次

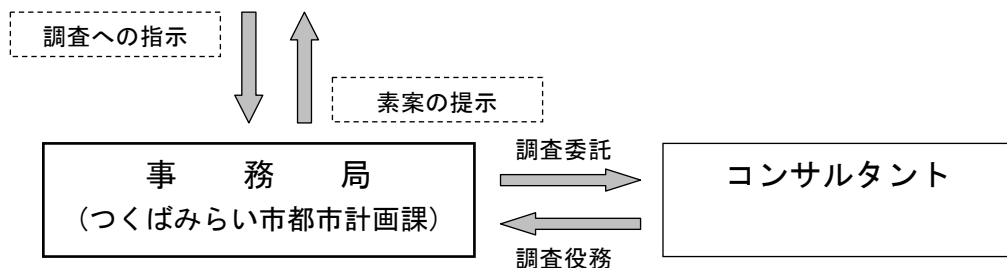
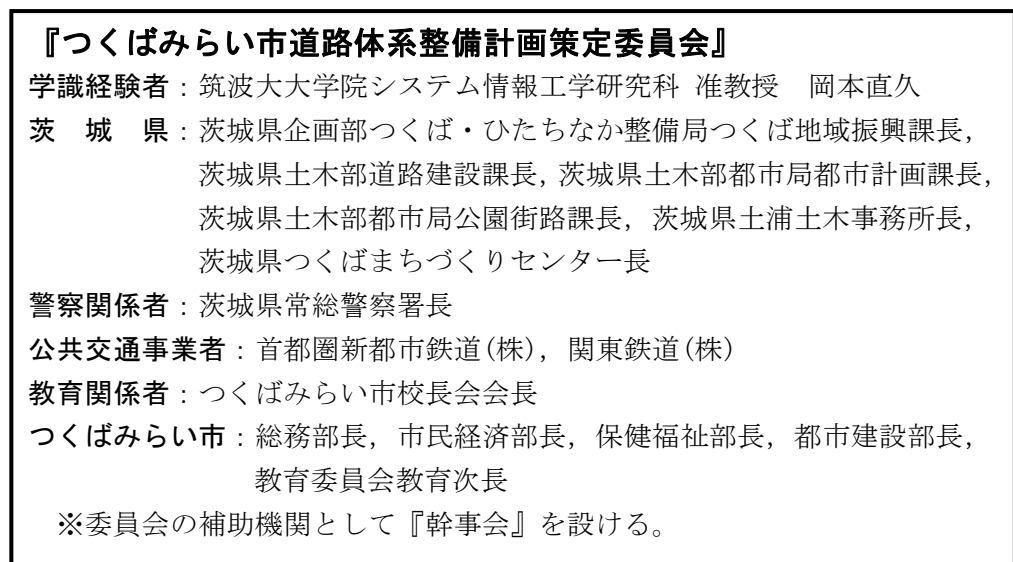
本計画の対象範囲は、つくばみらい市全域とし、幹線市道(1級及び2級)を中心としながら、高速道路、国道、県道などの幹線道路を検討対象に含むものとする。

また、本計画の目標年次は、計画期間を概ね20年間とし、都市計画マスタープランとの整合を図るため平成42年(2030年)とする。



4. 本計画の策定体制

本計画の策定は、学識経験者、国・県道を管理する茨城県の道路関連部署、本市における開発整備プロジェクトや上位計画などに関わる茨城県の関連部署、総合的な交通に関わる警察署や公共交通機関、生徒・児童の通学に関わる教育関係者、本市において道路・交通に関連する部署などによって構成する「つくばみらい市道路体系整備計画策定委員会」を中心として、その補助機関である「幹事会」などにおいて検討する。



つくばみらい市道路体系整備計画策定委員会要綱

平成21年2月17日

告示第15号

(設置)

第1条 つくばみらい市が整備していくべき総合的道路体系の方針（以下「整備計画」という。）を策定するため、つくばみらい市道路体系整備計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる整備計画の骨格となる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 幹線道路体系の整備方針に関する事項
- (2) 主要生活道路体系の整備方針に関する事項
- (3) 優先整備路線の整備方針に関する事項
- (4) その他整備計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者によって組織する。

2 委員会の補助機関として、別表第2に掲げる者によって組織する幹事会を設ける。

(任期)

第4条 委員の任期は、整備計画の策定が終了するまでの期間とする。

(委員会)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、整備計画の具体的な内容について調査検討を行い、結果を委員会に報告する。

2 幹事会に幹事長を置く。

3 幹事長は、幹事の互選により定める。

4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

5 幹事会は、必要に応じて幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、都市計画課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表第1(第3条関係)

委 員
筑波大大学院システム情報工学研究科 准教授 岡本直久
茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課長
茨城県土木部道路建設課長
茨城県土木部都市局都市計画課長
茨城県土木部都市局公園街路課長
茨城県土浦土木事務所長
茨城県つくばまちづくりセンター長
茨城県常総警察署長
首都圏新都市鉄道(株)
関東鉄道(株)
つくばみらい市校長会会長
総務部長
市民経済部長
保健福祉部長
都市建設部長
教育委員会教育次長

別表第2(第3条関係)

幹 事
茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課長が指定する者
茨城県土木部道路建設課長が指定する者
茨城県土木部都市局都市計画課長が指定する者
茨城県土木部都市局公園街路課長が指定する者
土浦土木事務所長が指定する者
つくばまちづくりセンター長が指定する者
茨城県常総警察署長が指定する者
秘書広聴課長
総務課長
企画政策課長
財政課長
農政課長
産業政策課長
生活環境課長
建設課長
特定事業推進課長
水道課長
下水道課長
学校教育課長
農業委員会事務局長